

日本放送協会

## 「総務省の基本的考え方」に関する検討結果について

### ● 「NHKインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方」に関する日本放送協会の検討結果について

#### （1）「1. 協会の業務に関する総務省の基本的考え方」および「2. 業務の実施に当たって留意すべき事項」について

- 業務全体の見直し
- 受信料の在り方を見直し
- ガバナンス改革

#### （2）「4. NHK案に対する総務省の基本的考え方」について

- 常時同時配信（受信料制度との関係）
- 放送法上の努力義務に関する業務
- 業務の実施に要する費用
- 有料業務と見逃し番組配信に関する考え方
- 検証体制の整備
- 業務を通じて得られた知見の共有

### ● 4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方について

- 現時点での整理・削減の考え方
- 整理・削減後の各波のイメージ
- 整理・削減を見据えた来年度からの施策

「NHKインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する  
総務省の基本的考え方」に関する日本放送協会の検討結果について

協会は、「NHKインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方」についての検討要請を受けて検討を行い、以下の通り、その結果を取りまとめた。

(1) は、「1. 協会の業務に関する総務省の基本的考え方」および「2. 業務の実施に当たって留意すべき事項」についての検討結果である。

(2) は、改正放送法および「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」を踏まえて10月15日に協会が認可申請を行った「インターネット活用業務実施基準(案)」に対する「4. NHK案に対する総務省の基本的考え方」についての検討結果である。

協会は、改正放送法を踏まえ、放送と通信の融合が進み、メディアや視聴者の環境が大きく変化する中であって、信頼される「情報の社会的基盤」の役割を果たし続けていくためには、テレビ放送のインターネットでの常時同時配信と見逃し番組配信のサービスを実施することが不可欠と考え、その実施を求めてきた。

放送を太い幹としつつ、インターネットも適切に活用し、多様な伝送路で、視聴者のみなさまに、公共性の高い放送番組や情報などのコンテンツを「いつでも、どこでも」受け取っていただける環境を整え、視聴できる機会を拡大していくことは、公共メディアとしての存在意義に関わる重要なミッションだと考える。

インターネット活用業務を、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って、放送を補完するサービスとして、その費用を抑制的に管理し、効率的・効果的に実施することにより、受信料の価値を一層向上させていく。

## (1) 「1. 協会の業務に関する総務省の基本的考え方」および「2. 業務の実施に当たって留意すべき事項」について

### ○業務全体の見直し

- ①2020 年度収支予算の策定にあたっては、計画している 10 月からの受信料の値下げを実施した上で、支出については、既存業務を見直し、常時同時配信・見逃し番組配信を含む新規業務やオリンピック・パラリンピック東京大会関連業務を効率的に実施することにより、現3 年経営計画の収支計画で示している赤字幅を削減する方向で真摯に検討している。
- ②オリンピック・パラリンピック東京大会終了後、次期中期経営計画の初年度である 2021 年度以降については、事業規模の見直しを加速させる。とりわけ、業務委託や施設・設備の整備の在り方などを検証し、事業支出の削減を着実に進め、次期中期経営計画は、こうした収支改善の取り組みを十分に反映させた計画とすることを目指す。なお、2020 年度中に策定する次期中期経営計画については、改正放送法に基づく経営委員会の意見募集の手続きに間に合うよう早急に策定を進める。
- ③4 K・8 K 放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方については、視聴者保護の観点を持した上で現在の 4 波（BS 1・BSP・BS 4K・BS 8K）を 3 波に整理・削減する。現時点での具体的な考え方は 12 月中に示す。音声波の在り方は、非常災害時に果たす役割や民間放送事業者の動向などを踏まえつつ、公共放送として求められる役割なども考慮し、引き続き検討する。今後、協会が公共メディアとして果たすべき役割と、それを踏まえたテレビ・ラジオ・インターネットなど保有するメディアの在り方について検討を続ける。
- ④関連団体については、協会の業務を効率的に遂行するために、技術系子会社や制作系子会社を経営統合し、要員の削減やコスト面での効率化を進めている。引き続き、各子会社や各関連公益法人等の役割や業務内容などを精査して既存業務を見直すとともに、さらなる経営統合も視野に入れてグループ経営改革を推し進めることを次期中期経営計画に反映させることを目指す。

### ○受信料の在り方を見直し

- ①受信料の値下げを確実かつ適切に実施し（負担軽減策とあわせて 422 億円規模、2018 年度の受信料収入の 6%相当を還元）、支出の見直しを図ることにより、財政安定のための繰越金を適正な水準（欧州連合では公共放送の財源として支出の 10%程度とするガイドラインを定めているが、日本の場合はこれに地震等の災害リスクが高いことを追加要素として勘案し設定することが必要）に管理していく。

- ②世帯数の減少局面を迎える中、公平負担の徹底を図る一方で、事業規模の適正水準での管理を進め、中長期の事業計画や収支見通しをふまえながら、適正な受信料の在り方を引き続き検討する。

#### ○ガバナンス改革

- ①監査委員会の強化、グループ経営に関する内部統制関係議決、経営に関する情報提供など、改正放送法および省令の規定を踏まえた対応を、改正法の施行日までに完了させる。さらに、グループ経営に関する内部統制関係議決や「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」を踏まえて、業務の執行体制を速やかに整備する。
- ②グループガバナンスについては、協会の内部監査室による関連団体調査を一層強化するとともに、関連団体においても、内部監査体制の充実や外部の公認会計士の監査役・監事への就任など、近年着実に整備してきたグループ統制の仕組みを確実に運用し、さらに実効性を一層高める取り組みを強化していく。
- ③業務委託については、放送番組の質の確保や、番組制作等のノウハウの維持発展の方針を堅持すると同時に、委託による費用の効率性や手続きの透明性を高めるため、外部のプロダクションなどを対象とした番組企画競争を一定の目標を定めたうえで一層広げるなど、一般取引だけでなく番組関係においても、競争契約をさらに推進していく。
- ④子会社の利益剰余金については、経営委員会による内部統制関係議決において利益剰余金の協会への還元の在り方の考え方を明らかにしたうえで関連団体運営基準に配当方針を明記し、引き続き高率の配当を求め通常配当を実施させるとともに、特例配当も含め協会への還元を着実に実行する。また、子会社の資本政策の見直しを進め、グループ外企業の株式保有率を下げるなど、協会への効果的な配当につながる施策を推進する。

## (2) 「4. NHK案に対する総務省の基本的考え方」について

2020年度のインターネット活用業務については、一時的に発生するオリンピック・パラリンピック東京大会の費用を除き、受信料収入の2.5%を費用の上限として実施するべく実施内容を再検討し、必要に応じて実施基準（案）を修正する。

既存業務をはじめ、想定される業務全てについて、聖域なく点検し費用を削減するが、社会的要請を踏まえて、「公益性の観点から積極的な実施が求められる業務」の中で、放送法上の努力義務に関する業務及び国際インターネット活用業務のうち、2020年度新規に行うものについて、円滑な実施を確保するため、予算執行上一定の配慮が可能となるような取扱いが必要と考える。なお、地方向け放送番組の提供など、必要な業務であり、かつ直ちに実施することが費用の観点から難しい業務については、次期中期経営計画の中で具体化させることとする。

### ○常時同時配信（受信料制度との関係）（(1)①ア関連）

①受信契約者の利用申し込みを促進するため、常時同時配信等を臨時かつ一時的に広く一般に利用可能とする措置を実施する場合は、受信料制度を毀損しない範囲で抑制的に行うものと想定していたが、「基本的考え方」を踏まえ、実施しないこととする。

②一方、50年に一度のナショナルイベントであるオリンピック・パラリンピック東京大会については、オリンピックは民間放送事業者とのコンソーシアムで、パラリンピックは協会が単独で、配信権を含む放送権を独占的に取得していることを踏まえ、協会が放送する競技等の決定的瞬間を、視聴者・国民、訪日外国人を含め一人でも多くの方がリアルタイムで体感できるよう広く提供する責務があると認識している。大会期間中に協会が地上波で放送するオリンピック・パラリンピック競技とその関連番組に限定して、メッセージを表示せずに同時配信を実施することとしたい。

### ○放送法上の努力義務に関する業務（(1)①イ関連）

放送法上の努力義務に関する業務については、以下のとおり取り組むが、インターネット活用業務の実施に当たり、新たに実施が求められているものであることから、今後新規に行う業務について、円滑な実施を確保するために、予算執行上一定の配慮等が必要なものとする。

①改正放送法に盛り込まれた努力義務を踏まえ、民間放送事業者との連携・協調に資する取り組みの具体的な内容は、毎年度の実施計画に記載する。また、民間放送事業者の求めに応じ、意見交換の場を検討するなど、放送で培ってきた民間放送事業者との二元体制を維持しながら、相互にメリットをもたらす連携・協調の実施をめざす。

②地方向け放送番組の提供について、2021年度以降の拠点放送局における設備整備の計画、サービスの内容、実施時期等は、次期中期経営計画の中で具体化させる。2020年度について

は、協会が実施基準（案）の認可申請に先だつて行った意見募集や放送を巡る諸課題に関する検討会において、地方向け放送番組の配信を求める意見があることや、地域情報の発信の重要性に鑑み、早期に地方向け放送番組の見逃し番組配信サービスの実施を想定しており、実施計画において内容や経費を具体化させる。

#### ○業務の実施に要する費用（(1)②関連）

- ①2020年度のインターネット活用業務は、受信料収入の2.5%を費用の上限（一時的に発生するオリンピック・パラリンピック東京大会にかかる費用は除く）として実施するべく実施内容を再検討し、必要に応じて実施基準（案）を修正する。既存の業務については、利用状況などの分析に基づいて、サービスの統廃合を利用者に極力ご不便をかけないよう留意しつつ一層推し進めるほか、効率的・効果的な運用を徹底し、費用を削減する。
- ②常時同時配信・見逃し番組配信については、2.5%の費用上限に収まるよう、常時同時配信のサービス提供時間等を限定するなど、実施内容・規模を見直した上で、2020年4月から開始することを実施計画で明記する。なお、認証の確実な実施のため、試行的に2019年度内に実施したい。利活用の状況なども踏まえて、その後段階的に拡充する。
- ③国際インターネット活用業務については、公正競争確保の観点から市場の競争を阻害する業務とはならないものであるが、既存業務の費用の見直しを行い、必要な取り組みを効率的・効果的に実施する。なお、今後も訪日・在留外国人の増加が見込まれることに鑑み、2020年度の国際インターネット活用業務のうち、災害時などの情報提供にも有用な多言語対応の推進について、今後新規に行う業務の円滑な実施を確保するために、予算執行上一定の配慮が可能となるような取扱いが必要と考える。
- ④ユニバーサルサービスについては、視覚・聴覚障害者や高齢者、訪日・在留外国人等が、協会の放送番組を享受できるようにするものであることから、その公益性の観点から積極的な実施が求められるものである。2020年度に実施する業務は、東京オリンピック・パラリンピックにおけるロボット音声実況・字幕等の付与が主であることから、これについてはオリンピック・パラリンピック東京大会の取り組みに係る費用として支出することとしたい。
- ⑤費用の抑制的管理のための具体的な仕組みについて、IT関連の経費抑制に精通した専門家など外部の知見などを参考に、実現に向けて次期中期経営計画で示すことを目指す。

#### ○有料業務と見逃し番組配信に関する考え方（(2)関連）

- ①放送番組をはじめとするコンテンツへの接触の在り方は多様化し、リアルタイム視聴に加え、タイムシフト視聴が拡大し、さらにはインターネットを通じた動画配信サービスが浸透す

るなど視聴環境が大きく変化している。見逃し番組配信については、NHKオンデマンド（NOD）を開始した2008年時点では、国内のインターネットの普及が十分ではなくサービスの受益者が限られる状況にあったことを踏まえ、受益者負担で提供することとなったが、現在は民間放送事業者においても、1週間程度の見逃し番組配信を利用者負担なしで提供し視聴機会を拡大するサービスが定着している。海外の事例を含め、放送後1週間から1か月程度までの期間は、再放送に準じるものとして見逃し番組を利用者の負担なく提供する形が定着している。

このような環境の変化を踏まえ、受信料を財源として、受信契約者と生計をともにする方々に追加のご負担なく、1週間程度の見逃し番組配信を、放送と一体のものとして利用可能とすることは、受信料の価値を一層高めることになると考える。放送を補完するものとして、放送番組の同時配信に加え、見逃し番組配信を提供することに視聴者のニーズがあることは、2017年度に実施した試験的提供の結果でも確かめられている。放送を巡る諸課題に関する検討会の第二次取りまとめでも「NHKが、常時同時配信と併せ、一定期間の見逃し配信を提供することは、視聴環境の変化に応じて、様々な機器・場所・時間等においても視聴したいという国民・視聴者のニーズに対応するものであり、一定の合理性があると考えられる」との評価を受けている。

例えば、放送を見逃した時や友人との会話やSNSで話題になった番組を観たいと思った時に、スマートフォンなどのモバイル端末で「いつでも、どこでも、何度でも」、それぞれの場所や環境、スタイルで放送番組をご覧いただき、日々の暮らしにより一層役立てていただくことができると考える。また、見逃し番組を簡便に視聴できるようになることが、放送をリアルタイムでご覧いただくことにもつながることも考えられ、コンテンツの流通力が高まれば、受信料で制作した番組を視聴していただく機会が拡大することが期待される。

- ②一方、NODは、受信料を財源とする見逃し番組配信により放送と一体のものとして提供する範囲を超える番組を、協会の豊富な映像資産であるアーカイブスを享受していただくサービスとして視聴者の求めに応じて有料で提供するものと位置づける。現在のNOD利用者には、これまでの「見逃し見放題パック」と「特選見放題パック」を一つに統合して提供し、より魅力的なサービスとして利便性の向上を図る。

放送、同時配信、受信料を財源とする見逃し番組配信、そして有料配信サービスのNODなどのアーカイブ提供を互いにつまぐ連携させることにより、受信料で制作した放送番組をこれまで以上に効果的に活用いただけるようになると思う。

- ③NODは、受信料財源で新たに見逃し番組配信を実施することにより契約者が減ることで、収入は減少すると見込んでいる。一方で、収入と連動する形で支払う変動的費用が減ることや、

受信料による見逃し番組配信と NOD の業務を共通化し効率化を図ることで、支出を抑制することが可能となる。提供する過去番組の本数の大幅拡大などによる利用者増にも取り組むことにより、中期の収支の改善を目指す。毎年度、収支等を検討し、所要のサービスや運用体制の在り方などの見直しを行うことを実施基準（案）に明記する。

#### ○検証体制の整備（(3)①関連）

- ①実施基準（案）では、協会のインターネット活用業務における適切性の確保に資するため、インターネット活用業務審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）を置くことを定めている。委員の選任にあたっては、市場競争の評価等に必要な知見を有する、中立的な者を選定しているが、改めてその旨を実施基準（案）に明記する。
- ②実施基準（案）の第 9 条では、実施計画の策定並びに実施計画の実施状況の評価、またインターネット活用業務の実施状況についての少なくとも 3 年ごとの評価にあたっては、審査・評価委員会に、インターネット活用業務の公共性及び市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの見解を求め、これを尊重することとしている。インターネット活用業務に関する競合事業者等からの意見・苦情については、適切かつ速やかにこれを受けつけて対応することとしているが（案第 39 条）、これに加えて、審査・評価委員会が必要に応じて競合事業者等に意見を聞くことができるよう、実施基準（案）に新たに記載する。
- ③また、理解増進情報については、実施基準（案）第 13 条第 3 項で、特定の放送番組との対応関係を確認し、その関係を少なくとも 3 か月に一度公表することとしているが、その概要について、実施状況の評価に際して審査・評価委員会に報告することとする。2020 年度中に、協会が、実施基準に照らしたインターネット活用業務の適切性の観点から、理解増進情報に関する競合事業者等の意見を聞き、審査・評価委員会に報告することとする。
- ④個々の番組及び理解増進情報の提供については、実施基準（案）第 18 条で少なくとも年 1 回、その社会的意義を勘案して必要性・有効性を点検することとしている。この規定を踏まえ、その結果を公表するとともに、実施状況の評価の際に審査・評価委員会に報告する。また、前年度の結果は翌年度の実施計画の策定の検討に活用する。

#### ○業務を通じて得られた知見の共有（(3)②関連）

- ①インターネット活用業務の実施により得られた知見については、これまでも、試験的提供の際に、通信ネットワークへの負荷やシステム構築、権利処理等に関し、民間放送事業者と知見の共有を進めてきた。改正放送法に盛り込まれた努力義務を踏まえ、放送で培ってきた民間放送事業者との二元体制を維持しながら、相互にメリットをもたらす連携策の実施に向け、

相互理解を深めたいと考えており、可能な限り、知見の共有ができるよう検討を進める。

## 4 K・8 K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方について

協会が、12月8日に回答した「『NHKインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方』に関する日本放送協会の検討結果について」のうち、「業務全体の見直し」の③において、「4 K・8 K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方については、視聴者保護の観点を堅持した上で現在の4波（BS1・BSP・BS4K・BS8K）を3波に整理・削減する。現時点での具体的な考え方は12月中に示す。」としたものについて、以下のとおり「具体的な考え方」をとりまとめた。

### ■現時点での整理・削減の考え方

4 K・8 K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方については、2 K放送のみご覧いただいている視聴者が多いことを踏まえて、視聴者保護の観点を堅持した上で、現在の4波を「2 K・4 K・8 K」の3波に整理・削減する。

国の「4 K・8 K推進のためのロードマップ」を踏まえて、オールジャパンで取り組む中で、公共放送として先導的な役割を果たしていきたい。

整理・削減にあたっては、視聴者が4 K放送をご覧いただける視聴環境が整うことや、外部を含めたコンテンツの制作体制が2 Kから4 Kに円滑に移行することが前提と考えている。

今後、オリンピック・パラリンピック東京大会に際しての4 K・8 K放送の普及状況や整理・削減に対する視聴者・国民の意向等を十分に把握した上で、2020年度中を目途に整理・削減に向けた案を策定する。

また、整理・削減を見据えて、来年度から4 K・2 Kの“一体制作”を加速させること等により、事業支出の削減を着実に進めつつ、4 K放送の普及推進と外部の制作体制の4 K化を促すことにより、整理・削減の実施に向けて、みずから積極的に環境を整えていきたい。

## ■整理・削減後の各波のイメージ

BS (2K)	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 多様な視聴者の期待・要望に応えるため地上波にはない高い専門性や長時間たっぷりお伝えする2Kコンテンツ等を提供する。</li><li>▶ 首都直下地震による本部の機能停止時等に地上波に代わって放送継続を担う。</li></ul>
BS (4K)	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 国のロードマップを踏まえて、放送の高度化において先導的な役割を果たす。</li><li>▶ 知的エンターテインメントやドラマ等の新作4Kコンテンツを充実させ、チャンネルの魅力を高めていくことで、4K放送の普及推進に貢献する。</li></ul>
BS (8K)	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 左旋開拓の先導的な役割を果たす。</li><li>▶ 8Kの特性を存分に生かした最上級コンテンツを提供する。</li></ul>

2K、4K、8K、それぞれの特性を生かした多様なコンテンツを効率的・効果的に展開することにより、衛星放送業界全体の活性化・多メディア時代の衛星放送の競争力強化に先導的な役割を果たす。

## ■整理・削減を見据えた来年度からの施策

### ①“一体制作”の加速

BSプレミアムを中心に4K・2Kの“一体制作”を加速させることにより、4K放送の普及推進に資するコンテンツの充実とあわせて、放送・サービスにおける経費を抑制し、事業支出の削減を着実に進めていく。

現在、“一体制作”は、制作期間や外部リソース使用等の面から2K制作のおよそ1.3~1.4倍程度の制作コストを必要としているが、毎年度、制作の練度が向上して、コストが逡減すること等を見込んでおり、これにより、経費抑制の効果が高まっていくものとする。

### ②番組制作委託の見直し

“一体制作”の番組を中心に、4Kの番組制作においても「企画競争」の拡大に取り組んで、外部プロダクション等の参加を積極的に促し、関連団体への委託の比率を逡減させていくこと等で、業務委託の効率性を高める。

これを通じて、外部の制作体制が2Kから4Kへ円滑に移行することを促し、整理・削減の実施に向けて環境を整えていく。